

公益社団法人 滋賀県看護協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）が、看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて人々のニーズに応える看護活動を展開することにより、県民の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育等看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護業務及び看護制度の開発・改善に関する事業
- (3) 看護職の確保・定着及び労働環境の改善に関する事業
- (4) 訪問看護等在宅療養の推進に関する事業
- (5) 看護活動を通じての県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 看護職であつて、滋賀県内に居住又は勤務（滋賀県内に居住又は勤務した経験を有する者を含む。）する者で本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績のあつた看護職であつて、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認された者

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会手続きにより会長に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会の申し出により任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、当該会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) すべての正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額

- (2) 名誉会員の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。
- 3 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）をもって、開催の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令の定める参考書類及び議決権行使書面を添えて2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長を置く。

- 2 議長は、総会においてその都度、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、すべての正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、すべての正会員の半数以上であってすべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

らない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会の解散
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上19名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の3名以内を副会長とし、これらの者を除く1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長及び業務執行理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。
- 3 第2項の場合において、専務理事及び常務理事は会長が推薦し、理事会で選定する方法によることができる。

(役員の親族割合の制限等)

第23条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特

別の関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 会長、理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届けなければならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 その他、監事は認められた法令上の権限を行使することができる。

（役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

5 第21条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(役員責任の免除)

第29条 本会は、法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(招集等)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長が招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(職能委員会)

第38条 本会に次の職能委員会を置く。

(1) 保健師職能委員会

(2) 助産師職能委員会

(3) 看護師職能委員会

2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各職能委員会の委員長は、保健師、助産師、看護師担当の職能理事をもって充てる。

4 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。

5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第39条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

- 3 委員会の名称、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 地区支部

第40条 本会に地区支部を置く。

- 2 地区支部に地区支部長を置き、地区理事をもって充てる。
- 3 地区支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産と会計・事業計画等

(基本財産)

第42条 本会の目的である事業を行うため必要な財産として総会で決議した財産は、本会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、予算書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた予算書等については、通常総会に報告するものとする。
- 4 第1項の承認を受けた予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 第1項の承認を受けた予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに滋賀県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、3か月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又

は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第13章 雑則

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、石橋美年子とする。

附 則

この定款は、平成26年6月7日改正し同日施行する。